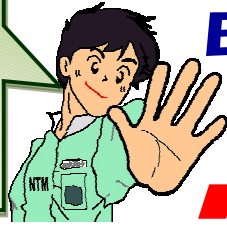


私たちは許さない!
日航の子会社つぶし



日東整争議を
勝たせる会
NEWS

No.004 2012. 8. 16
発行: 日東整争議を勝たせる会
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
mail : honbu@kohkuren.org
TEL03-3742-3251 FAX03-5737-7819

第2回口頭弁論 長尾弁護士が意見陳述

7月19日の裁判で、原告訴訟代理人の長尾弁護士が陳述した内容を下記にご紹介します。また、後述の当面の取組へも是非ご参加をお願いします。

第1点は、1頁から17頁にかけて記載した答弁書記載の事実関係についての認否、反論です。第2点は、被告日航が日東整を排除し委託終了し解散に迫りやった理由は被告日航の事業の合理性を無視した組合敵視策であることです。第3点は、日東整及びJALECを支配する被告日航が日東整との委託契約を終了しJALECに新たに委託することは、事業譲渡と同視すべきであることの補充です。

以下、この3点の内容を簡単に説明します。

第1点目については、被告日航と被告日東整との支配従属関係について、答弁書について認否、反論するだけではなく、訴状をさらに補足しました。設立時の状況、経営陣の構成、対価の決定方法、事業計画、予算計画、人員計画の決定、日常業務における支配、そして、日東整の労働条件が被告日航の強い支配の下に外のグループ関連会社の労働条件と統一的に扱われてきたことを述べています。

なお、日東整を定年退職した従業員はJALグループシニアセンターで継続雇用されていますが、厚労省は改正高齢者雇用安定法9条に定める継続雇用制度と言えるためには、定年までいた会社と継続雇用された会社の間には密接な関係があること（緊密性）、継続雇用を行うことが担保されていること（明確性）が必要であるとしています。この要件をクリアするほどに被告日航と日東整は、極めて密接かつ強力な支配従属の関係にあったのです。

また、被告日航らは、答弁書で、日東整が特定機種の整備資格しか保有していなかったため当該機種が退役する以上は委託終了は不可避であったと主張しています。しかし、被告日航が認定事業場の限定変更を行えば、その他の機種についても被告日東整は整備を行うことが可能となり、委託を継続することはできました。

日東整には原告らを初めとする経験豊かな整備士がいました。一方、JALECの職場では整備士が不足していました。にもかかわらず、委託終了としたのはなぜか。

その理由、被告日航が日東整を排除し委託終了し解散に迫りやった理由は被告日航の事業の合理性を無視した組合敵視策であることを訴状よりさらに詳細に主張したのが、第2点目です。

被告日航が長年組合敵視の労務対策をとってきたことは労働委員会において多数の救済命令が出された歴史からも明らかです。

特に、2005年10月頃、日東整がJALの整備グループの中でどう位置づけられるかが議論されていた頃、JALJASの完全統合の1年前に、JALはJALJ、つまり元JASの職場で、甲44号証で提出した「労務知識」なるパンフレットを用いて会社施設において勤務時間内に管理職が5回程度の学習会を行いました。このことは、労働委員会で、証人となった被告日航の労務部が認めています。

甲44号証のこのパンフレットは、日東整労組が加盟していた航空連を「闘争至上主義」と決めつけ、日東整労組と同様に航空連に加盟しているJALJ労組はストライキ権を背景に要求を勝ち取っていくという考え方をとっていて、世間一般の考え方から外れていると、

JAL J 労組に悪印象を植え付けるような記載となっています。そして、不当労働行為意思が明確でなければ不当労働行為ではない、要件が満足していなければ労働委員会において不当労働行為と認定されない等と解説し、管理職に組合活動に介入することを呼びかけているのです。

また、被告日航らは、答弁書において「日東整を『JAL TAMや旧日航本体の整備部門とどのように統合するか』という観点からの検討はなされていないと主張していますが、これは事実と反します。

準備書面（1）30頁から具体的に記載したとおり、日東整、JAL Jつまり元JASは、事業としての合理性の観点から、繰り返し被告日航に対して、日東整を同種機能を有する他社と統合することを提案してきました。しかし、甲44号証、「労務知識」に現れているとおりの組合敵視策により、被告日航は、この提案を拒否し続けたのです。

被告日航には、原告が具体的に主張している事実関係について、きちんと認否することを求めます。

第3点目については、訴状を補足し、日東整及びJALECを支配する被告日航が日東整との委託契約を終了しJALECに新たに委託することは、事業譲渡と同視すべきであるといえることを述べました。

日東整からJALECに一部航空機整備用器材が移転したこと、被告日航が日東整への委託を終了する前に、被告日航の指示の下、日東整の整備作業場において日東整は整備業務をJALECと共にやったこと等は事業譲渡を裏付ける事実であり看過できません。

事業譲渡と同視すべき実体がありながら、事業譲渡であることを殊更避ける法的移転形式を装って、本件のように労働者を排除することは許されないのです。

以上、準備書面（1）について説明させていただきました。

裁判所におかれましては、先ほど原告佐藤が述べたように、生活の糧としての職場、人間としての誇りをもって働いていた職場を失った労働者の痛み思いを致され、被告らの不当な日東整排除の実態を解明し、JALECとの雇用関係に関する明快な法的判断をされることを切望します

以上

日東整不当解雇撤回争議を勝利させるために、当面、1万筆を目標に裁判所宛の要請署名に取り組みます。署名の集約は、初回を8月末日、その後は毎月末に締め切ります。そして、裁判所への要請行動を行い提出します。第1回の署名提出は9月7日です。引き続き、署名集めはじめ皆様のご協力をよろしくお願いします。

当面の主な取り組み

- JAL プラザ有楽町前（11:30～12:30 注：30分早まりました）・・・9/5、10/3
 - 羽田空港第1ターミナル＊（17:00～18:00）・・・8/24、9/14、9/27
 - 成田空港第2ターミナル＊（15:00～16:30）・・・8/21、10/17
 - 日航本社前（08:00～09:00）・・・9/19
 - 東京地裁前（08:30～09:30 東京争議団主催）・・・9/5、10/3
 - 東京地裁要請行動（署名提出 11:00～）・・・9/7（10:50、13階の民事36部前集合）
- ＊空港での宣伝は航空連ベースで実施

第3回裁判 10月1日11時～東京地裁631法廷

（裁判前後に宣伝・報告集会あり）